

規制の事前評価書(要旨)

| | |
|----------------|---|
| 法律又は政令の名称 | 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 |
| 規制の名称 | ①宅配ボックス設置部分に係る容積率制限の合理化(規制緩和) ②小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の規制の合理化(規制緩和) |
| 規制の区分 | 規制の緩和 |
| 担当部局 | 国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課 |
| 評価実施時期 | 平成30年7月30日 |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>①宅配ボックス設置部分に係る容積率制限の合理化 近年、電子商取引(EC)の拡大に伴い、宅配便の取り扱い個数が急増しており、宅配便の再配達を削減するために宅配ボックスの設置が求められているが、現行では、宅配ボックスを屋内に設置した場合、その設置部分は容積率算定の基礎となる延べ面積に算入されることから、屋内への設置が進んでいない現状にある。</p> <p>一方、宅配ボックスは、容積率算定の基礎となる延べ面積の算定から除外している自動車車庫や備蓄倉庫等と同様、建築物の内部に設けられても一定の上限を設ければ都市施設への負荷が増大しないことから、一定の上限を設けた上で、延べ面積の算定から除外することとする。</p> <p>②小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の規制の合理化 現行では、一の建築物の内部に異なる用途が存在している場合、用途に応じて利用形態等が異なり、火災時に避難の遅れが生じる原因となることから、異なる用途の部分に延焼や煙が拡大しないよう、原則として異種用途区画を行うことを義務付けているところ、近年、技術的知見の蓄積により、2階以下で小規模な特殊建築物については、異種用途区画を行わずとも火災発生時に在館者が安全に避難できることが確認されたため、2階以下の小規模な特殊建築物については、異種用途区画を行わなくてもよいこととする。</p> |
| 直接的な費用の把握 | |
| (遵守費用) | <p>①宅配ボックス設置部分に係る容積率制限の合理化 当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。</p> <p>②小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の規制の合理化 当該規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。</p> |
| (行政費用) | <p>①宅配ボックス設置部分に係る容積率制限の合理化 建築確認の際に本規制に関する申請書類等の確認を行うこととなるが、各処分庁が建築確認業務を実施する際の確認作業と併せ、各確認の作業の一部として実施されるものであるため、発生する費用は極めて軽微である。</p> <p>②小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の規制の合理化 当該規制緩和に伴う行政費用は発生しない。</p> |
| 直接的な効果(便益)の把握 | <p>①宅配ボックス設置部分に係る容積率制限の合理化 宅配ボックスの設置が促進されることにより、再配達が減少し、運送業の生産性向上と働き方改革の実現という喫緊の課題として取り組むべき社会的要請に応えることができる。また、都市施設への負荷の減少、新たに設置された宅配ボックスを利用する個人の利便性向上が期待できる。</p> <p>②小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の規制の合理化 規制緩和前と比較して、当該規制緩和の対象となる建築物の建築主において建築費用が減少する。</p> |

| | |
|------------------|---|
| 副次的な影響と波及的な費用の把握 | <p>①宅配ボックス設置部分に係る容積率制限の合理化 定量的な把握は困難ではあるが、再配達トラックの交通量・路上駐車が減少することにCO2削減が期待される。</p> <p>②小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の規制の合理化 当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p> |
| 費用と効果(便益)の関係 | <p>①宅配ボックス設置部分に係る容積率制限の合理化 当該規制緩和に伴い、費用が一定程度発生するものの、宅配ボックスの設置が促進されることにより、再配達の減少、運送業の生産性向上、働き方改革の実現、都市施設への負荷の減少、個人の利便性向上といった効果(便益)が発生することが見込まれ、効果(便益)が費用を上回ると考えられることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。</p> <p>②小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の規制の合理化 当該規制緩和に伴う費用は発生せず、建築主において建築費用が減少するという効果(便益)のみが発生することから、当該規制緩和を行うことが妥当である。</p> |
| 代替案との比較 | <p>①宅配ボックス設置部分に係る容積率制限の合理化 宅配ボックスを設置する部分について、上限を設けることなく、全て容積率の算定の基礎となる建築物の延べ面積に算入しないこととする代替案が考えられるが、必要十分な数以上の宅配ボックスの設置部分についても容積率に算入しないこととすることで、インフラ負荷を増大させるおそれのある用途に用いられる可能性が生じるため、本規制緩和策が妥当である。</p> <p>②小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の規制の合理化 第112条第13項の対象となる3階以上で客室の床面積の合計が200㎡以上の劇場等についても同様の規制緩和を行うこととする代替案が考えられるが、現段階では技術的知見の蓄積を踏まえた安全性の確認がされていないため、本規制緩和案が妥当である。</p> |
| その他関連事項 | 特になし。 |
| 事後評価の実施時期等 | 施行5年後に事後評価を実施。 |
| 備考 | |